

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和7年12月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1 20251201	有限会社日の丸タクシー(法人番号1210002008886) 代表者生田一浩	福井県福井市下江守町9号19番地の1	朝日営業所	福井県丹生郡越前町小倉77-21-45	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告並びに文書勧告	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項	令和7年5月23日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(2)業務の記録記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(3)事業用自動車内の禁煙表示義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第42条第3項)、(4)無車検運行(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)	6	6
2 20251201	名鉄交通第四株式会社(法人番号1180001120646) 代表者浅野丈夫	愛知県名古屋市西区あし原町154	第四営業基地	愛知県名古屋市西区あし原町154	輸送施設の使用停止(10日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和7年4月24日、重傷事故を引き起こしたことと端緒として、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	2	1
3 20251210	山都自動車株式会社(法人番号6200001024856) 代表者佐古徹	岐阜県高山市昭和町1丁目314番地	本社営業所	岐阜県高山市昭和町1丁目314番地	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告	道路運送法第23条第3項	令和7年7月10日、監査方針に基づいて、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任解任届出違反(道路運送法第23条第3項)、(2)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(3)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(4)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(5)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(6)整備管理者の選任変更届出違反(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第46条)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)	9	9

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和7年12月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
4 20251210	サンレー交通株式会社 (法人番号 5180001095439) 代表 者都築孝弘	愛知県常滑市大谷字猿喰 110番地	本社営業所	愛知県常滑市鯉江本町五 丁目151番地	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警告	道路運送法第9条の3 第1項	令和7年1月27日及び令和7年2月7日、監査方針に基づいて、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)運賃料金変更認可違反(道路運送法第9条の3第1項)、(2)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(3)業務の記録記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(4)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(5)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(6)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第46条)、(8)運行管理者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)	6	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和7年12月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5 20251226	うど交通株式会社(法人番号7080001000539) 代表者上野浩安	静岡県静岡市駿河区国吉田4丁目10番1号	本社営業所、 宮加三営業所	(本社営業所) 静岡市駿河区国吉田4丁目10番1号 (宮加三営業所) 静岡市清水区宮加三字山下781番地の5	許可の取消	(本社営業所) 道路運送法第23条第1項 (宮加三営業所) 道路運送法第27条第3項	(本社営業所) 令和7年8月13日、監査方針に基づき監査を実施。17件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任違反(道路運送法第23条第1項)、(2)運行管理者の選任解任届出違反(道路運送法第23条第3項)、(3)苦情処理の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第3条第2項)、(4)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(5)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(6)アルコール検知器の常時有効保持義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第4項)、(7)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(8)点呼の記録不実記載(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(9)業務の記録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(10)事故の記録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第26条の2)、(11)乗務員等台帳の記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(12)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(13)運転者に対する指導監督記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(14)特定の運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(15)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(16)整備管理者の選任変更届出違反(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)、(17)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(道路運送法第29条3)	91 (本社営業所) 51	

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

					(宮加三営業所) 令和7年8月27日、監査方針に基づき監査を実施。15件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(2)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(4)点呼の記録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(5)点呼の記録不実記載(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(6)業務の記録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(7)事故の記録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第26条の2)、(8)乗務員等台帳の作成、備付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(9)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(11)運転者に対する指導監督記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(12)特定の運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(13)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(14)運行管理者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)、(15)輸送の安全にかかる情報の公表義務違反(道路運送法第29条3)	(宮加三 営業所) 40
--	--	--	--	--	---	--------------------

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。